

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) (仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画（案）の策定について

資料1 (仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画（案）（概要版）

資料2 (仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画（案）

資料3 (仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画（案）に関する意見募集
について

平成31年1月31日

健康福祉局

第1章 市立看護短期大学の4年制大学化

これまでの検討経過

- (1) 「市立看護短期大学のあり方検討(外部委員)」：平成21年3月～平成22年3月
 ↓
 市内検討を継続的に実施
- (2) 「今後の看護師養成確保対策について」(市内検討)：平成29年度
 学生の4年制大学志向化の状況を踏まえつつ、高度医療や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するための新たなカリキュラムを編成するには、4年課程への移行が必須

学生の大学志向への対応や、カリキュラムの充実を図ることにより医療の高度化・多様化への的確な対応や本市の重要施策である地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくため、2022年4月の開学に向けて市立看護短期大学の4年制大学化を進める。

第2章 新たな4年制大学における取組

- 4年制大学化に向けた大学設置の趣旨を次のとおりまとめた。また、これに基づく教育理念等についてキーワードを整理し、今後は大学設置認可申請に向けて教育理念等の文章化、3つのポリシー、実際のカリキュラム内容等についての検討を進めていく。

大学設置の趣旨

医療の高度化・医療ニーズの多様化への的確な対応や、看護、介護、福祉、生活支援などを含めた地域における一体的なケアの提供が求められる社会において、看護職に求められる役割は高度化、広域化を見せています。新たな4年制大学は、市民に最も近い基礎的自治体である“市”が設置する公立大学であることから、時代や社会の要請に的確に応え、地域に開かれた大学として、地域と共に学び、地域によって生まれ、確かな知識と豊かな人間性を兼ね揃えた看護人材を養成し、地域に還元していくことを使命とします。

教育理念(案)

- 幅広い教養と豊かな人間性
- 生命の尊厳を尊重する倫理
- 先見性と柔軟性をもって問題を解決する実践力

カリキュラムの検討に向けた方向性

- 短期大学時代に引き続き、看護師として必要な知識・技術を習得できる授業
- 本市職員、施設の活用や地域人材と連携した地域包括ケアシステムや社会保障制度に関する実践的な授業
- 災害時に求められる看護に関する授業
- コミュニケーション能力の向上をはじめ、地域で働くための幅広い教養と豊かな人間性を育む教養教育

特色ある大学づくりのための取組

- 地域人材や資源と協働・連携し、地域貢献していけるような大学づくりのための取組を検討
- 大学の知見を地域還元するため、市民やその他の専門職などを対象とした講座等の実施を検討
- 市内定着の取組の一環として、カリキュラムのほかに地域と触れ合う機会を設ける取組について検討
- 看護職の就職に実習先の印象が大きく影響を与えることから、実習先の確保やその内容の充実を検討

地域に開かれた大学として、地域との繋がり強化や地域貢献の取組を充実させる必要がある。

第3章 大学の定員・養成コース

- 大学の定員について
 大学の定員は、大規模な施設改修の要否や必要な教員配置数等を総合的に勘案し、現行の市立看護短期大学の施設を極力活かし整備し、大学運営できる1学年100人とします。
- 保健師、助産師養成コースの設置について、次の項目を考慮して検討した。
 - ①保健師コースの検討
 ⇒卒業直後、8割強が看護師として病院に就職するが、保健師として就職する者は、ほぼ行政機関に就職する。本市でも区地域みまもり支援センター等に配置され、地域包括ケアシステムの構築に直結する役割を担う。
 ⇒本市の職員採用で毎年5～10人程度の保健師が必要となる。
 - ②助産師コースの検討
 ⇒卒業後、ほぼ病院に就職し、助産師として産科に配属される。(看護師としての就職者は少ない。)
 ⇒平成29年度の神奈川県における有効求人倍率は、看護師の方が高い。
 ⇒全国的に助産師コースは定員割れを起こしており、県内の大学でも6割程度となっている。

大学の定員は、1学年100人とする。また、保健師養成コースは設置に向けて検討を進め、本市の職員採用における安定的な保健師確保等による地域包括ケアシステム構築の取組を推進する。助産師養成コースは全学年の学生が揃う大学完成年度の2025年度以降に社会的動向を踏まえ改めて検討する。

第4章 大学の運営手法

- 本市直営または公立大学法人による運営について、次の項目等を比較のうえ検討した。
 - ①公立大学法人制度創設の趣旨
 ⇒国が行財政改革を進める中で、民間的発想のマネジメント手法導入の一環として制度が創設された。
 - ②各手法の比較検討
 ⇒大学化の目的である行政課題(地ケア)への対応は、行政計画等に基づく対応の確実性から直営が優る。
 ⇒公立大学法人は、地方公務員法の適用がないため、裁量労働制などの勤務条件面や人事面などにおいて、柔軟な制度運用が可能となる。
 ⇒公立大学法人化にはシステム導入などのイニシャルコストと運営後の管理コストが発生する。
 - ③公立大学法人化した他大学の運営状況
 ⇒全国的に公立大学法人化は進んでいるが、大学運営費の経費削減効果は明らかではない。
 - ④その他配慮すべき要素
 ⇒2022年の大学開学後、当面は短大との併存した運営となるため、短大運営の安定性も求められる。

2022年の開学時は直営による運営とすることで大学と短大を安定運営し、行政課題への的確な対応等を行っていく。その後、全学年の学生が揃う大学完成年度となる2025年度以降に改めて運営手法を検討する。

第5章 授業料、入学料及び奨学金制度

基本計画では、授業料、入学料及び奨学金制度についての今後の具体的な検討に向けた方向性を提示する。

○ 授業料・入学料について

運営経費の見込みと本市財政状況を勘案しつつ、近隣の他公立大学が「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額をベースとしていることも踏まえて検討する。また、市内在住者については、市立看護短期大学において入学料を優遇していることから、引き続き優遇措置について検討する。

「国立大学等の授業料等に関する省令」に定める標準額

授業料(年額)	535,800円
入学料	282,000円
合計	817,800円

○ 奨学金制度について

市立看護短期大学独自の奨学金制度については、市内定着促進につながっている川崎市看護師等修学資金制度との関係も含め、ニーズを把握しながらあり方について検討する。

第6章 施設の改修

- 大学設置基準や安定運営を見据え、新たに10人程度の教員(教授、准教授、講師、助教など)の配置が必要
 ⇒研究室(現21室)が新たに必要となり施設内スペースの改修等が必要
- 1学年定員が100人で、現在の学生数より全体で160人増えるため、講義室や食堂等の改修検討が必要
- 改修工事については、市立看護短期大学の運営に支障をきたさないよう、夏季休業時などを活用しながら実施

**(仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画
(案)**



～地域に貢献する看護職員養成に向けて～

平成 31 (2019) 年●月

川 崎 市

【目次】

はじめに	1
第1章 市立看護短期大学の4年制大学化	
1 市立看護短期大学のあり方検討	3
2 市立看護短期大学の概要	4
3 看護系大学の全国的な増加と市立看護短期大学の課題	5
4 看護基礎教育に関する社会的動向	7
5 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組	7
6 市立看護短期大学の4年制大学化	8
第2章 新たな4年制大学における取組	
1 大学設置の趣旨	9
2 教育理念(案)・教育目標(案)	9
3 カリキュラムの検討に向けた方向性	10
4 特色ある大学づくりのための取組	11
第3章 大学の定員・養成コース	
1 大学の定員について	13
2 保健師養成コースの検討について	15
3 助産師養成コースの検討について	18
第4章 大学の運営手法	
1 大学運営手法について	21
2 公立大学法人による運営について	21
3 公立大学法人化した大学の状況について	23
4 新たな4年制大学開学時の状況	25
5 まとめ	25

第5章 授業料、入学料及び奨学金制度	
1 授業料、入学料及び奨学金制度について	27
第6章 施設の改修	
1 施設の改修	31
大学設置に向けたスケジュールについて	33
資料編	35

はじめに

これまで本市では、喫緊の課題である深刻な人材不足に対応するため、平成7年に市立看護短期大学を設立し、3年間で看護師を養成するとともに、同年に本市出資法人が川崎看護専門学校を設立し、准看護師を正看護師に2年間で養成してきたように、短期間での新規養成を優先してきました。

また、修学資金や奨学金による学生への経済的支援及び民間が運営する看護師養成所への財政支援による新規養成の推進のほか、川崎市ナーシングセンターを設置し、一時的に看護業務から離れている看護師免許所持者の再就業支援や、市内医療機関等への定着促進のために川崎市看護協会が実施するナーシングセンター事業への支援を行ってきました。

そうした中、学生の大学志向が高まるとともに、高齢化のますますの進展や医療の高度化を背景に看護に高度な対応が求められるようになったため、平成20年度から市立看護短期大学のあり方や、本市の看護師養成確保に関する検討を継続的に進めてきたところですが、昨今では、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携、神奈川県における准看護師養成停止の取組による影響等、さらなる課題も生じています。

医療の高度化・医療ニーズの多様化への的確な対応や、本市の重要施策である地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていく中で、医療的ケアを必要とする人でも、医療機関に限らず、その本人が住み慣れた場所や望む場所での確に医療や介護サービスを提供するためには、円滑な多職種連携のもと取り組んでいくことが必要であり、看護職には、そのキーパーソンとして「医療と福祉の繋ぎ役」の役割が求められることから、今後は、知識、技術のほか災害時の対応など、幅広く今以上に質の高い人材を養成していくことが重要です。

これらの様々な課題の解決に向けて、市立看護短期大学を4年制大学に移行することとし、川崎市総合計画第2期実施計画に位置付け、かわさき保健医療プランに基づき、このたび「(仮称)川崎市立看護大学整備基本計画(以下、「基本計画」という)」を策定しました。

第 1 章

市立看護短期大学の4年制大学化

第 2 章

新たな4年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大学の運営手法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施設の改修

大学設置に向けたスケジュール

1 市立看護短期大学のあり方検討

- 本市の将来人口推計では、人口が 2030 年まで増加を続け、ピーク値は 158 万 7 千人になると予想されています。
- 65 歳以上の老年人口は、今後も増加を続け、2020 年には 32 万 2 千人（総人口比 21.0%）になり、超高齢社会を迎えることが予想されています。さらに、2060 年には、50 万 4 千人になることが予想されています。
- 高齢化がますます進展する中、高度医療や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師養成が求められています。
- 本市ではこれまで、市立看護短期大学のあり方について、次のとおり検討を進めてきました。

これまでの検討経過

- (1)「市立看護短期大学のあり方検討(外部委員)」：平成 21 年 3 月～平成 22 年 3 月
- 『今後求められてくる高度・専門的な医療に対応できる看護師の養成と、これらの人材養成のための高等教育機関としての看護大学の必要性及び市立看護短期大学の置かれている状況や今後担うべき役割等を踏まえ、大学化することが望ましい。』
 - 『川崎の地域性や地域医療の特性を踏まえた大学、また、今後求められるであろう高度専門医療に対応できる人材や専門看護師などの育成に重点を置いた特色ある大学を目指すべき。』
 - 『大学化は、市内の看護人材養成体制に少なからず影響を与えることになるため、市全体の看護職員の養成や確保の考え方の整理、看護人材養成体制の見直しも必要である。』

庁内検討を継続的に実施

- (2)「今後の看護師養成確保対策について」(庁内検討)：平成 29 年度
- 『平成 7 年の市立看護短期大学の設立以降、平成 8 年及び平成 21 年の 2 度にわたる保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、看護師養成所の教育内容が増加し、市立看護短期大学の現行カリキュラムが過密になっている。』

- 『そうした中、これまでの検討経緯や学生の 4 年制大学志向化の状況を踏まえつつ、高度医療や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するための新たなカリキュラムを編成するには、4 年課程への移行が必須である。』
- 『今後の本市の看護師養成確保対策の主要な取組として、看護短期大学については、医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成するため、2022 年 4 月の開学に向けて 4 年制大学化の取組を進める。』

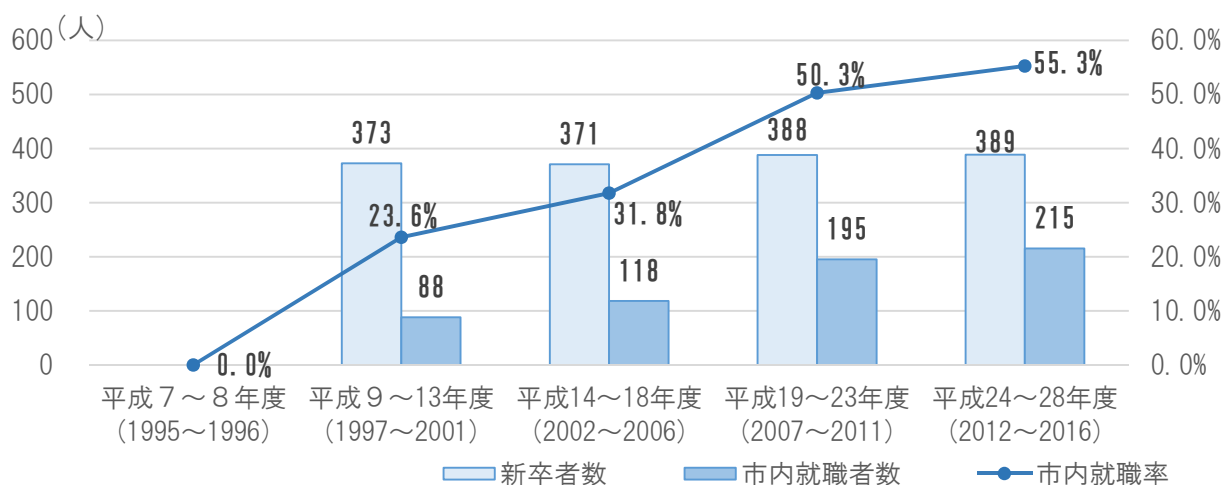
- 基本計画では、医療の高度化、多様化への的確な対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成するために市立看護短期大学の 4 年制大学化を進め、それに伴って検討が必要となる大学における定員、養成コース（保健師や助産師）や大学の運営手法等についての方向性を示します。

2 市立看護短期大学の概要

市立看護短期大学の概要

- 目的：看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材の育成
 - 住所：川崎市幸区小倉 4 丁目 30 番 1 号
 - 開設：平成 7 年 4 月 1 日
 - 課程等：看護師を養成(看護学科設置、1 学年定員 80 人、修業年限 3 年)
 - 入学対象：高等学校を卒業している者
 - 学費等：入学金 169,200 円(市民は 84,600 円)、授業料 390,000 円/年
 - 取得資格：短期大学士、看護師国家試験資格
 - 建物構造：校舎(RC 造)、渡廊下(S 造)
 - 用途地域：第一種中高層住居専用地域、
 - 敷地面積・延床面積：12,375.82 m²、9,416.64 m²
 - 建ぺい率・容積率：60%、200%
- 市立看護短期大学では、平成 7 年の開学以来、本市における看護人材不足に対応するため、3 年間で看護師を養成できるメリットを活かし市内の医療機関等に看護師を供給してきました。(図 1-1)

図 1-1 市立看護短期大学新卒者の市内就職状況



出典：川崎市健康福祉局調べ

※「平成7～8年度」は設立直後のため卒業者は存在せず

3 看護系大学の全国的な増加と市立看護短期大学の課題

- 全国的な看護師不足を背景に、看護系大学（看護師養成のための教育課程を有する大学）が急増しており、平成3年に11校であった看護系大学数は、平成29年には255校まで増えています。
- 一方で、看護短期大学数は減少してきており、本市が運営する市立看護短期大学は現在、国公立で全国唯一の看護短期大学となっています。
- 国においても、看護教育では、地域包括ケアシステムの構築や多職種連携・チーム医療の推進など社会の変化に対応できる質の高い人材の養成が必要とされています。
- 看護短期大学には3年間で看護師を養成できるメリットがある一方、現在の市立看護短期大学におけるカリキュラムは過密であることから、カリキュラムの更なる充実を図ることが難しいことが課題となっています。
- 全国的に看護系大学が急増していることや、本市における大学進学者のうち約95%が4年制大学へ進学していることなどから、市立看護短期大学の一般入学試験受験者数は減少傾向となってきており、学生の確保が困難になってきています。（図1-2、図1-3）

図 1-2 本市における 4 年制大学志向化の推移

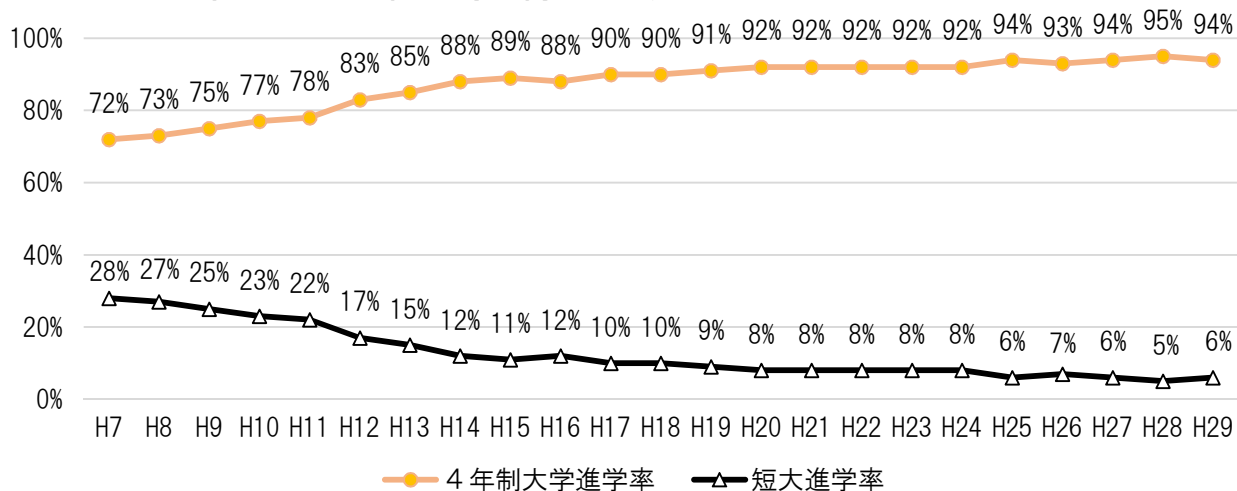
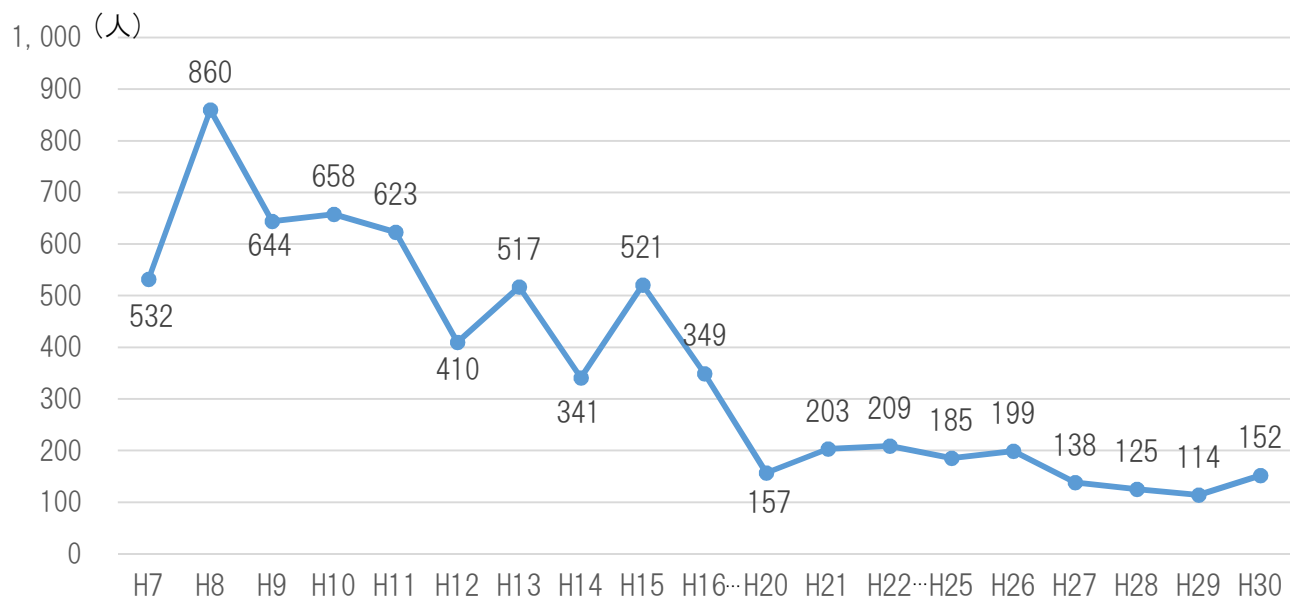


図 1-3 市立看護短期大学の一般入学試験受験者の推移



4 看護基礎教育に関する社会的動向

- 全国的に看護系大学が急増する中で、平成 29 年 10 月に文部科学省が、全国の看護系大学が看護師養成教育において共通して取り組むべき内容として、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を提示しました。
- また、厚生労働省においても、平成 30 年度から「看護基礎教育検討会」を設置し、看護師の資質の向上に向けた教育の充実についての議論を進めています。
- 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」においては、看護師の役割や看護の場の多様化が課題とされており、4 年間の大学教育の充実を図ることが求められています。
- また、「看護基礎教育検討会」においては、医療の高度化や医療ニーズの多様化に対応できるとともに、病院・地域のいずれにおいても、必要な看護を実践することができる高い能力と役割が、これからの看護師に求められていると指摘されています。

5 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- 本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めているところであり、平成 28 年度に各区役所に設置した地域みまもり支援センターにおいて、保健師が地区担当制の中でワークショップ等を活用した地域づくりを通じ、地域におけるセルフケア意識の醸成や予防活動などを行っています。
- また、地域包括支援センターにおいては、保健師をはじめ、社会福祉士、ケアマネージャーなどさまざまな専門知識と資格をもった職員が働いています。この中で、保健師は、高齢者やその家族への介護サービスの相談や、医療機関などの関係機関の紹介や調整を行っています。また、一人暮らしの高齢者宅への家庭訪問や、健康づくり教室の主催、地域の見守りボランティアの参加の呼び掛けなど、積極的に地域とかわり、相談者や地域の人々の生活に寄り添い、健康をサポートすることで地域住民の地域での暮らしを支えています。

第 1 章

- その他にも、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療や介護が必要になっても本人や家族の状況に応じて生活の場を選択できる環境の整備を図るため、平成 25 年度に「川崎市在宅療養推進協議会」を立ち上げるなど、在宅医療の充実、医療と介護の連携など多職種連携の取組が進められています。
- これらの取組の中で、看護師や保健師などの看護職に求められる役割は確実に多様化しています。

6 市立看護短期大学の 4 年制大学化

- 医療の高度化・多様化に的確に対応していくとともに、本市の重要施策である地域包括ケアシステムの構築に向け、医療的ケアを必要とする人でも、医療機関に限らず、その本人が住み慣れた場所や望む場所での確に医療や介護サービスを提供できる看護師の養成、多職種が連携する際に的確な対応ができる看護師の要請、さらには、災害時における的確に対応できる看護師の養成が求められています。
- しかしながら、厚生労働省の「看護基礎教育検討会」などでも議論されているとおり、これら看護師を養成していくためには充実した内容の教育が必要となりますが、3年間の教育課程である短期大学においてはこれ以上のカリキュラムの充実を図ることが難しい状態です。
- 学生の大学志向への対応や、カリキュラムの充実を図ることにより、医療の高度化・多様化への的確な対応や本市の重要施策である地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくため、2022 年 4 月の開学に向けて市立看護短期大学の 4 年制大学化を進めていきます。
- これに伴い、現行の市立看護短期大学を 2024 年 3 月に閉校します。

第 1 章

市立看護短期大学の 4 年制大学化

第 2 章

新たな 4 年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大学の運営手法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施設の改修

大学設置に向けたスケジュール

1 大学設置の趣旨

- 医療の高度化、多様化への的確な対応や本市における地域包括ケアシステムの推進に資する質の高い人材の育成を行う大学を目指し、4年制大学の設置にあたって、次を大学設置の趣旨とします。

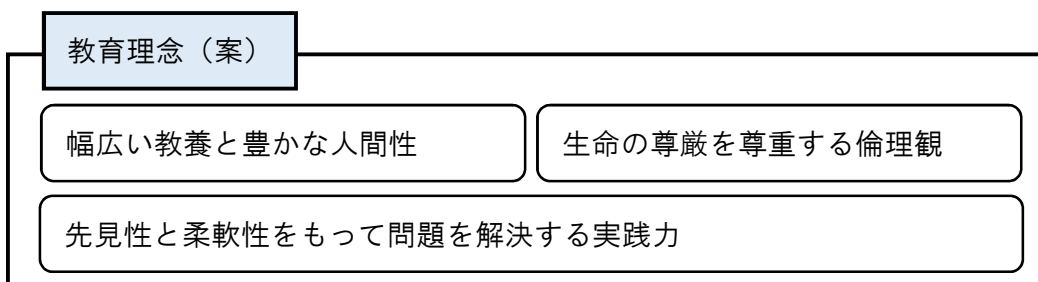
医療の高度化・医療ニーズの多様化への的確な対応や、看護、介護、福祉、生活支援などを含めた地域における一体的なケアの提供が求められる社会において、看護職に求められる役割は高度化、広域化を見せています。

新たな4年制大学は、市民に最も近い基礎的自治体である“市”が設置する公立大学であることから、時代や社会の要請に的確に応え、地域に開かれた大学として、地域と共に学び、地域によって生まれ、確かな知識と豊かな人間性を兼ね揃えた看護人材を養成し、地域に還元していくことを使命とします。

- この大学設置の趣旨をもとに、大学における教育理念、教育目標を検討することとします。

2 教育理念（案）・教育目標（案）

- 教育理念は、その大学が目指す育成する人材の理想像を示したものであり、この教育理念を具体的に実現するために教育目標を設定し、3つのポリシー（ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受入れの方針））へと繋がっていきます。
- 本計画においては、教育理念と教育目標について、大学設置の趣旨から繋がるキーワードを整理しました。



教育目標（案）

創造力を持って問題解決をする力

時代や地域社会からの要請を的確に捉え、それに応えていく力

生活に密着し、地域において学び続け、地域に還元していく力

協調性を持ち、相手を理解して、様々な人と協働できる力

看護を必要とするあらゆる対象に看護を提供できる力

地域住民の健康と福祉の向上に寄与する力

- 今後は、教育理念を文章化し、教育目標、3つのポリシー、実際のカリキュラム内容等についての検討を進める中でそれぞれが整合性を図り、大学設置認可申請に繋げていきます。

3 カリキュラムの検討に向けた方向性

- 教育課程（カリキュラム）とは、教育理念、教育目標を受けて実現化するための具体的な教育内容になります。公立大学ならではの魅力あるカリキュラムについて今後検討を進めていきます。

- 短期大学時代に引き続き、看護師として必要な知識・技術を習得できる授業
- 本市職員、施設の活用や地域人材と連携した地域包括ケアシステムや社会保障制度に関する実践的な授業
- 災害時に求められる看護に関する授業
- コミュニケーション能力の向上をはじめ、地域で働くための幅広い教養と豊かな人間性を育む教養教育

4 特色ある大学づくりのための取組

- 教育基本法において「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く心理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする（第7条）」と定められています。
- 新たな4年制大学は、基礎的自治体である“市”の設置する大学として、地域に開かれた大学となることを目指し、地域人材や資源と協働・連携していくとともに、学生が地域の中で活躍することにより、地域貢献していけるような大学づくりのための取組を検討していきます。
- 現役の看護職等を対象とした自己研鑽や学び直しの間として生涯学習を支援する機能を検討していきます。
- また、大学における知見を地域に還元し、地域に開かれた大学としていくため、市民や多職種連携の相手方などを対象とした講座等の実施を検討していきます。
- さらに、市内定着の取組の一環として、学生に地域に対する愛着を持ってもらう取組も重要であることから、カリキュラムのほかに地域と触れ合う機会を設ける取組について検討していくとともに、看護職の就職には実習先の印象が大きく影響を与えるとの調査結果もあることから、実習先の確保やその内容の充実に取り組んでいきます。

第 1 章

市立看護短期大学の 4 年制大学化

第 2 章

新たな 4 年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大学の運営手法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施設の改修

大学設置に向けたスケジュール

1 大学の定員について

- 国の「社会保障と税の一体改革」における推計（平成 25 年）では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、看護職員は約 200 万人必要になるとされています。
- 近年における近隣の看護師養成学校の整備状況は、次の表のとおりとなっており増加しています。（表 3-1）

表 3-1 看護師養成所の 1 学年定員の推移（人）

	H25	H26	H27	H28	H29
東 京	4,182	4,307	4,387	4,451	4,556
神奈川	2,415	2,735	3,065	3,105	3,205

※厚生労働省統計資料より
※2年課程を除く

- 表 3-2 は、神奈川県における看護師の求人状況を表したのですが、求人数は減少しているものの、求人数と求職者数には依然として開きがあり、有効求人倍率は高い水準です。

表 3-2 神奈川県における看護師の求人数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
有効求人数（人）	11,656	11,404	10,805	7,857	6,994	6,128
有効求職者数（人）	3,179	3,378	3,182	1,863	1,945	1,965
有効求人倍率（倍）	3.67	3.38	3.40	4.22	3.60	3.12

※ナーシングセンター統計情報より

- 今後の看護職員の需給に影響を与えうる要素として、増要素は看護職員の働き方改革、減要素としては診療報酬において7対1看護の見直しなどが国で議論されており、増減どちらの要素も存在します。

第 3 章

○ 次に、施設要件等の考慮すべき事項は次のとおりとなります。

- 現在の市立看護短期大学の 1 学年の定員は 80 人です。
- 2020 年度末で准看護師を看護師に養成してきた川崎看護専門学校が閉校します。（1 学年定員：40 人、うち市内就職者：20 人程度）
- 1 学年の定員を 120 人とする現行の市立看護短期大学施設では大講義室の数が足りなくなり、大規模改修か施設新設が必要となります。
- 1 学年定員が 80～100 人までであれば、配置が必要な専任教員数が変わらないことと、大規模な施設改修は必要ないことが想定されます。

○ また、今後国から示される予定の医師・看護職員等の医療従事者の需給を見通すための「看護職員需給推計」を注視します。

結論

大学の定員は、現行の市立看護短期大学の施設を活かして、大規模な施設改修を行わずに整備できる数として、1 学年 100 人とします。

2 保健師養成コースの検討について

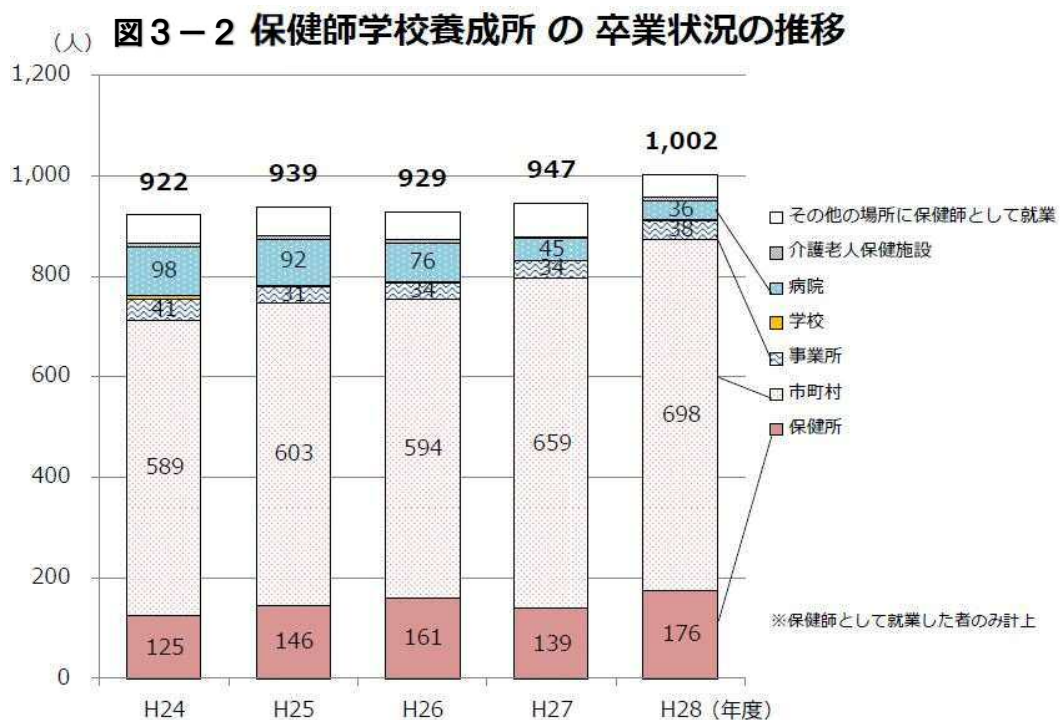
- 保健師の仕事は、地域における乳幼児から高齢者まで幅広い世代と関わり、住民の保健指導や健康管理を通じて健康増進や生活の質の向上をサポートすること等があります。その他の役割として、病気の発症予防や健康づくりの支援、感染症発生時や災害発生時の住民の健康管理を行うことや、虐待の疑いのある家庭や認知症高齢者の家庭を訪問し相談に乗るなど、その活動場所は拡大しており、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担うとされています。
- 保健師養成コースを卒業した後の就職先について分析すると、平成 28 年度において保健師国家試験合格者は 7,450 人（うち新卒者 7,172 人：厚生労働省発表）である一方で、保健師養成学校の卒業生のうち保健師として就業したのは 1,002 人（図 3—2）となっています。保健師として就業しなかった卒業生は看護師として就職していると想定されるため、図 3—1 より看護師の就職者の 8 割以上が病院に就職していることから、保健師卒業生も約 8 割が病院に就職していると考えられます。



※厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」より

第 3 章

- 病院に就職した卒業生は保健師としてではなく、看護師として病院で働いているものの、例えば病院においても、入院患者が地域で生活するために支援を行う退院支援の仕事などにおいては、保健師養成コースで学んだ知識が生きてくるものと考えられます。
- 図3-2は、保健師学校養成所卒業生の保健師として就業している状況の推移を表したものです。各年度においてそのほとんどの保健師が保健所、市町村のいわゆる行政機関に就業しています。



※厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」より
 ※上記表は、卒業後すぐに保健師として就業した者のみ計上しています。保健師養成コース卒業生の約8割は看護師として病院に就職しています。

- 以上のことから、保健師の活動の多くは行政機関において行われるということがわかります。
- 次の表は本市における保健師採用試験の実施状況を表したものです。募集人数に対して受験者数が多いとは言えない状況にあります。(表3-3)

表 3-3 本市における保健師採用試験実施状況

	募集人数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	競争倍率(率)
平成 30 年度	10 人程度	3 6	8	4. 5
平成 29 年度	20 人程度	3 1	1 5	2. 1
平成 28 年度	10 人程度	4 8	1 0	4. 8
平成 27 年度	10 人程度	2 2	1 8	1. 2
平成 26 年度	10 人程度	2 9	1 2	2. 4

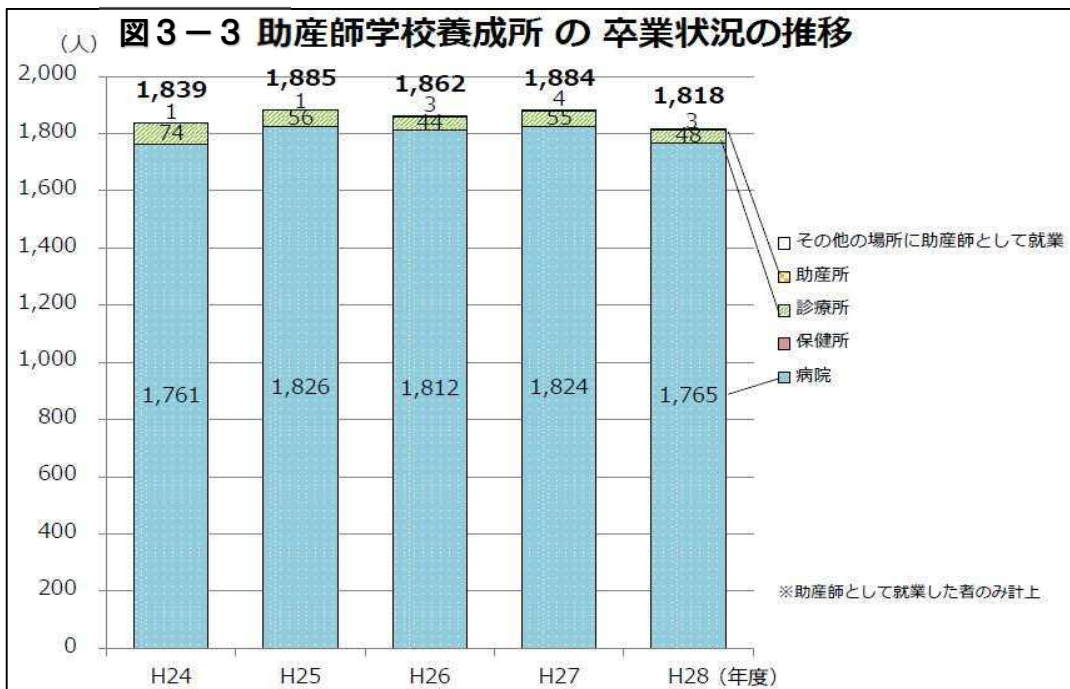
- 今後の本市の保健師需要としては定数の増減が無いと仮定すると、毎年5～10人程度は必要になります。
- また、保健師においても看護師と同様には実習先に就職することが多いことが想定されるため、本学の卒業生の実習先は本市保健所となる可能性が高いことから、本市を就職先として希望してもらえるような取組は可能と考えます。

結論

地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を果たす保健師の育成は必要であり、本市の職員採用における安定的な保健師確保による地域包括ケアシステム構築の取組を推進する必要があることから、保健師養成コースは設置に向けて検討していきます。

3 助産師養成コースの検討について

- 全国的に少子高齢化が進み人口減少社会に突入している中で、本市は転入による人口増加が続いています。しかし、平成 29 年度の川崎市の人口動態によると、出生数はほぼ横ばいとなっており、直近 2 年間では減少が続いています。
- また、将来人口推計においても今後出生数は確実に減っていくことが予測されています。
- 一方で助産師は、妊産婦や新生児への保健指導や出産の援助、産後のケア、育児に関する指導、また更年期の相談等、女性の生涯にわたる健康づくりの支援を行う専門職です。特に近年では、核家族化による妊婦の孤立化、高齢出産等、リスクの高い妊娠・出産の増加、また、出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦とその家族の支援、乳幼児虐待の防止等、助産師の果たす役割は大きなものになっています。
- 図 3-3 は、助産師学校養成所卒業生の助産師として就業している状況の推移を表したものです。各年度で約 97%が病院に就業していることが把握できます。



※厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」より

- 次に、神奈川県内における平成 27 年度から平成 29 年度までの過去 3 年間の看護師と助産師の求職・求人状況は次の通りとなります。この表の数字から、看護師の求人が助産師の求人を大きく上回っていることがわかります。(表 3-4)

表 3-4 神奈川県内における求人の動向

		看護師	助産師
平成 27 年度	有効求人数(人)	7,857	123
	有効求職数(人)	1,863	79
	有効求人倍率(倍)	4.22	1.56
平成 28 年度	有効求人数(人)	6,994	253
	有効求職数(人)	1,945	76
	有効求人倍率(倍)	3.60	3.33
平成 29 年度	有効求人数(人)	6,128	113
	有効求職数(人)	1,965	90
	有効求人倍率(倍)	3.12	1.26

※日本看護協会調べ

- 次に、国の調査(文部科学省「看護系大学における助産師教育の動向と課題」)によると、全国の看護大学において助産師の養成可能人数に対して生徒数が 8 割を満たさないという調査結果があります。

全国の大学で助産師養成課程専攻者が養成可能人数の 8 割を満たさない理由

- ・ 合格・選考基準を満たさない学生が多い
- ・ 志願者数がそもそも少ない
- ・ 途中リタイア・進路変更
- ・ 実習施設確保困難のため養成数を限定
- ・ 教員不足のため養成数を限定 など

※文部科学省「2017 看護系大学における助産師教育の動向と課題」より

第 3 章

- 神奈川県内で助産師養成を行っている大学においても、助産師の養成可能人数に対して生徒数が6割程度となっており、その理由として、希望者が少ないことから受講者が定員を満たさない場合があることや教員数が不足していること、実習施設に限りがあり養成数を限定せざるを得ない場合があることなどが挙げられました。

結論

優先度が高い看護師養成に確実に対応することや、助産師養成を行っている近隣他大学の状況を鑑み、助産師養成コースは全学年の学生が揃う大学完成年度の2025年度以降の設置について社会的動向を踏まえ改めて検討することとします。

第 1 章

市立看護短期大学の 4 年制大学化

第 2 章

新たな 4 年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大 学 の 運 営 手 法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施 設 の 改 修

大学設置に向けたスケジュール

1 大学運営手法について

- 大学の運営方法には、次の3つの手法があります。
 - ① 市による直営（現在の市立看護短期大学）
 - ② 地方独立行政法人法に定める公立大学法人
 - ③ 公設民営による民間の学校法人

- ここで今回の4年制大学化は、医療の高度化等への対応や本市における地域包括ケアシステムの推進に資する看護師の養成という、地域からの要請による行政課題への対応が本旨であり、そこに主眼を置く必要のない③の民間学校法人による運営手法はその対応としてそぐわないことから、①と②に絞って大学の運営手法について検討することとします。

- 検討に向けては、地域からの要請による行政課題への対応ができることや、コストを含めた運営の効率性等の観点から比較することとします。また、その他の重要な要素として4年制大学開学となる2022年4月においては、直営の現市立看護短期大学が併存するため、大学運営だけでなく市立看護短期大学の運営も重要な検討要素になります。

2 公立大学法人による運営について

- (1) 公立大学法人とは
 - 公立大学法人制度は、民間活用による行財政改革の流れを汲んでおり、大学ごとに法人化し自立的な運営を確保することや、民間的発想のマネジメント手法の導入などによる効率的・効果的な大学運営が期待されて設置されました。

- (2) 公立大学法人制度の特徴
 - 国が運営していた国立大学は平成15年10月1日に施行された国立大学法人法により平成16年4月1日から全ての国立大学が国立大学法人化されました。

 - これに対して、地方公共団体が運営する公立大学は、運営主体について法的な定めは無く「地方公共団体の選択により、法人化が可能」であり、直営と公立大学法人化のどちらかの運営手法が特別に推奨されているものではありません。

第 4 章

(3) 直営と公立大学法人の違い

- 組織に関する直営と公立大学法人の違いを比較検討しました。(表 4-1)

表 4-1 直営と公立大学法人の違い

項目	直営	公立大学法人
組織の位置付け	市の内部組織、行政機関	市から独立した法人
市長による関与	市長の包括的な指揮監督下に置かれている	市長が策定した中期目標（期間 6 年）により、法人が中期計画を策定し、それを市長が認可する
人事・任命権	学長以下の教員、事務職員の人事権者は市長	理事長の任命権者は市長 職員以下の人事権者は理事長
職員の身分	地方公務員	非公務員
服 務	地方公務員法等(※)の諸規定が適用	法人の就業規則等により、柔軟な就業形態や人事制度の導入が可能
歳 出 管 理	市の予算制度による管理	大学運営費（運営費交付金、授業料収入）を弾力的に運用
予算の繰越	単年度予算の原則	繰越金を弾力的に運用

※地方公務員法ではなく、「教育公務員特例法」が適用になる規定もあるため、本章では「地方公務員法等」と記載する。

- 比較検討の結果、公立大学法人は市から独立した法人となるため間接的な関与となり、直営は市の内部組織となるため行政課題や地域課題に対し直接的に対応する運営が可能となります。
- 人事権は、直営は人事権者は市長であることに対し、公立大学法人は市長が任命した理事長の裁量に任せられることになるため、法人化した場合は、理事長の権限が非常に大きなものとなります。
- 服務については、公立大学法人は非公務員となるため、柔軟な就業形態や人事制度を導入しやすくなります。
- 大学運営に関わる経費はどちらの手法も地方交付税の算定対象になり、算定額に違いはありません。公立大学法人の財政運営は、市から交付される運営費交付金によるところが大部分のため、その運用は当然に市に準じた歳出管理が求められます。また、残余金が発生した際の繰越についても同様の対応が求められるものと考えられます。

3 公立大学法人化した大学の状況について

- 先述のとおり「地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能」とされている中で、全国的には公立大学法人化は進んでいます。

全国の公立大学数：92 うち公立大学法人：74（平成30年4月1日現在）

※学校基本統計より（大学数に募集停止の大学は含まない。また、大学数、法人数ともに公立短期大学分は含まない）

- また、全国の看護単科大学においても公立大学法人による運営が多くを占めています。（表4-2）

表4-2 公立の看護単科大学の公立大学法人化の状況

法人名	法人設立時期	法人名	法人設立時期
新潟県立看護大学	平成25年度	三重県立看護大学	平成21年度
長野県立看護大学	直営	神戸市立看護大学	直営（※）
石川県立看護大学	平成23年度	大分県立看護科学大学	平成18年度
敦賀市立看護大学	平成26年度	宮崎県立看護大学	平成29年度
岐阜県立看護大学	平成22年度	沖縄県立看護大学	直営

※神戸市立看護大学は、平成31（2019）年度に公立大学法人化する予定です。

- 次に、公立大学法人化した大学の運営状況について分析しました。次の図4-1は、看護単科大学5大学（※）の公立大学法人化後の地方自治体からの運営費交付金の推移を示したものです。黒丸印の年度が公立大学法人化初年度のものとなり、それ以前の数値は直営時代の金額の推移となります。

※この5大学は、①単科の看護系公立大学、②直営と公立大学法人の両方の運営実績があることから選定しました。

図 4-1 公立大学法人化した看護単科大学の自治体負担額



※一般社団法人公立大学協会調べ「全国公立大学実態調査、年度別決算状況」を基に作成

- このグラフから看護単科大学を公立大学法人化したことによる財政的な交付金の削減効果は明らかではありません。
- 公立大学法人化により新たに発生するコストとして、人事や労務、財務管理などを市から独立して大学が個別に行うことがあります。
- この他に公立大学法人化に向けたコストとして、地方自治体から独立するためのイニシャルコスト（人事・労務・財務システムなどの開発費、準備に向けた人件費など）が必要となります。
- ここで平成 30 年 4 月から公立大学法人化した神奈川県立保健福祉大学の状況について、神奈川県にヒアリングを行いました。

○公立大学法人化した理由

開学 10 周年となった平成 25 年に「神奈川県立保健福祉大学の将来構想」を策定し、大学院博士課程の設置等とともに公立大学法人化の取組を位置付けた。

○公立大学法人化にかかるコスト

準備組織を設置し、約 1 年半で法人化を行った。公立大学法人化に伴い人事給与システム、財務会計システムなどのシステム導入等を行ったことによるコス

トが発生している。また、その他に公立大学法人の運営等の要員として新たな人員配置も行っている。

○公立大学法人化のメリット

公立大学法人化により柔軟な人事制度を活用し、多様な人材を確保しやすくなったと思われる。例えば、裁量労働制やクロスアポイントメント制度（※）等を導入した。

※研究者が大学、公的研究機関、民間企業などのうち、二つ以上の組織と雇用契約を結び、それぞれの組織の指揮命令系統に従いつつ、各組織の業務に従事することを可能にする制度

4 新たな 4 年制大学開学時の状況

- 4 年制大学開学となる 2022 年 4 月においては、直営の現市立看護短期大学が併存しています。
- 4 年制大学と市立看護短期大学のそれぞれの運営主体が異なる時期において、双方が別々の法人による運営になると、教員の所属の面で複雑な課題を抱えることになり、学生にも負担が掛かってしまう可能性があります。
- また、2024 年 3 月末に閉校する市立看護短期大学を公立大学法人化することはコスト面から現実的ではありません。

5 まとめ

- 直営と公立大学法人の主要な論点を再度整理しました。

	直営	公立大学法人
行政課題への対応	○本市の意向や政策を最も確実に対応できる	△市長の認可を受けた中期計画によるため、一定程度の対応はできる
事業経費	△短大から 4 年制大学化に伴う教員増などの自然増のみ	×教員の自然増に加えて、システム開発などのイニシャルコストと労務管理等の管理コストの増が発生する

第 4 章

教員確保 の柔軟性	×地方公務員法等や条例等の規定により、教員の働き方など勤務条件の柔軟性に乏しい	○教員に合わせた働き方や給与額の設定などが可能であり柔軟性は高い
--------------	---	----------------------------------

- 4年制大学化の目的は医療の高度化等への対応や地域包括ケアシステムの構築に資する看護師の養成であり、地域からの要請で本市の行政課題となっている事項に対して的確に対応することが最も重視すべき項目です。
- これらの地域課題、行政課題は日々変化し続けており、その変化に対応しながらその状況に応じて適切に対処していく必要があります。そのためには日頃から地域の医療政策に取組み、現在であれば地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる本市の行政組織の中に大学を位置付け、実際に地域課題に対応している本市職員が授業の講師や事務局職員として大学と関わる事が出来る体制が最も適しています。
- また、事業経費も重要な比較衡量の対象となりますが、厳しい財政状況の中で極力コストを抑えた取組を優先するべきであり、イニシャルコストで比較すると、直営の方が有利であるといえます。
- 最後に重要な論点として、4年制大学開学となる2022年4月においては、直営の現短期大学が併存することを踏まえると、大学と短期大学のそれぞれの運営主体が異なることは、教員の所属の面で複雑な課題を抱えることになり短期大学が2023年度末で閉校することから、2022年4月での公立大学法人化は現実的ではありません。

結論

4年制大学の開学する2022年4月時点では直営による運営とし、2023年度末に看護短期大学が閉学し、全学年の学生が揃う大学の完成年度となる2025年度以降に大学運営が安定化したところで、大学の状況や社会的動向等を踏まえて再度運営手法について検討することとします。

第 1 章

市立看護短期大学の4年制大学化

第 2 章

新たな4年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大学の運営手法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施設の改修

大学設置に向けたスケジュール

1 授業料、入学料及び奨学金制度について

- 本章では、大学運営における主な収入源であり、学生が進学先を選択する1つの決定要因にもなる授業料等について、今後の具体的な検討に向けた方向性を示します。
- 市立看護短期大学では、授業料・入学料を次表のとおり定めています。(表5-1)

表5-1 市立看護短期大学の授業料・入学料

授業料（年額）		390,000 円
入学料	市内在住	84,600 円
	それ以外	169,200 円
合 計	市内在住	474,600 円
	それ以外	559,200 円

- 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」において、国立大学の授業料・入学料の標準額を次表のとおり定めており、看護学科を設置している近隣の他公立大学においても、入学料で区域内在住とそれ以外の分けはあるものの、当該省令で定める授業料・入学金と同額あるいは同程度の金額としています。(表5-2、表5-3)

表5-2 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額

授業料（年額）	535,800 円
入学料	282,000 円
合 計	817,800 円

表5-3 看護学科を設置している近隣の他公立大学における授業料・入学料

大学名	公立大学法人 神奈川県立 保健福祉大学	公立大学法人 横浜市立大学	公立大学法人 首都大学東京	公立大学法人 千葉県立 保健医療大学	
授業料（年額）	535,800 円	557,400 円	520,800 円	535,800 円	
入学料	区域内在住	282,000 円	141,000 円	141,000 円	282,000 円
	それ以外	564,000 円	282,000 円	282,000 円	423,000 円
合 計	区域内在住	817,800 円	698,400 円	661,800 円	817,800 円
	それ以外	1,099,800 円	839,400 円	802,800 円	958,800 円

※ 各大学HPより作成

第 5 章

- 学費の支弁が困難な学生のための奨学金制度として、市立看護短期大学独自の奨学金制度や日本学生支援機構が運営する奨学金制度があります。また、川崎市では看護師の市内定着のため、川崎市看護師等修学資金制度を設けています。（表 5-4）

表 5-4 市立看護短期大学における主な奨学金と川崎市看護師等修学資金の概要

種類	内容	貸付月額	貸付条件（出願資格）	勤務実績による返還免除の有無
川崎市立看護短期大学奨学金		36,000 円	学費の支弁が困難・学業成績が優良で性行が善良・他の学資金を借り受けていないこと （所得制限は日本学生支援機構第二種奨学金に準ずる）	なし
川崎市看護師等修学資金		32,000 円	卒業後、川崎市内の医療施設に看護師として勤務しようとする者であること	卒業した日から 1 か月以内に川崎市内の医療施設に勤務し、貸与期間と同期間業務に従事したときは 返還免除規定あり
日本学生支援機構	第一種（無利息）	（自宅通学） 2 万、3 万、4 万 5 千円から選択 （自宅外通学） 2 万、3 万、4 万、5 万 1 千円から選択	人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修業困難な者 （高校における全履修科目の評定平均値が 5 段階評価で 3.5 以上、その他所得制限あり）	なし
	第二種（利息年 3% 以内）	奨学生の希望により 3 万、5 万、8 万、10 万、12 万円から選択	人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修業困難な者 （高等学校における全履修科目の学習成績が平均水準以上、その他所得制限あり）	なし

種類		内容	貸付月額	貸付条件（出願資格）	勤務実績による返還免除の有無
日本学生支援機構	給付型		（自宅通学） 2万円 （自宅外通学） 3万円	次のいずれかの基準を満たす者 ① 住民税非課税世帯 ② 生活保護世帯 ③ 社会的養護を必要とする人（注）	全額給付のため、返還不要

※ 市立看護短期大学のガイドブック及び日本学生支援機構のホームページを基に作成
（注）18歳時点で、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（「情緒障害児短期治療施設」から改称）、自立援助ホームに入所していた人、又は、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人

○ かわさき保健医療プラン [2018 - 2023 年度] において、市内に勤務する看護職員の定着を促進する取組の1つとして、引き続き川崎市看護師等修学資金制度を運用していくこととしています。（表5-5）

表5-5 川崎市看護師等修学資金制度の状況 (件)

区分	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
新規貸付	17	21	21	16	23
返済免除	13	16	13	12	19

出典：川崎市健康福祉局調べ

※ 「新規貸付」・「返済免除」は各年度に決定した件数(対象者は異なる)

※ 「返済免除」は、一定の期間、市内の医療機関に勤務したことにより返済を免除した件数

今後の具体的な検討に向けた方向性

● 授業料・入学料について

運営経費の見込みと本市財政状況を勘案しつつ、近隣の他公立大学が「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額をベースとしていることも踏まえて検討していきます。また、市内在住者については、市立看護短期大学において入学料を優遇していることから、引き続き優遇措置について検討していきます。

● 奨学金制度について

市立看護短期大学独自の奨学金制度については、市内定着促進につながっている川崎市看護師等修学資金制度との関係も含め、ニーズを把握しながらあり方について検討していきます。

第 1 章

市立看護短期大学の 4 年制大学化

第 2 章

新たな 4 年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大 学 の 運 営 手 法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施 設 の 改 修

大学設置に向けたスケジュール

1 施設の改修

- 4年制大学への移行により学生数が増えることに伴い、大学設置基準や安定運営を見据え、現在の市立看護短期大学と比べて、新たに10人程度の専任教員（教授、准教授、講師、助教など）の配置が必要となります。（表6-1）

表6-1 市立看護短期大学の専任教員数と4年制大学での必要見込数

市立看護短期大学の専任教員数		大学における専任教員の必要見込数	
学長	1人	学長	1人
教授	6人	教授	約13人
准教授	8人	准教授	約10人
講師	6人	講師	約7人
助教（助手）	9人（0人）	助教（助手）	約9人（0人）
計	30人	計	約40人

※1 保健師コース設置の場合、保健師資格を有する専任教員3人以上の配置が必要となります。（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定より）

※2 カリキュラムの内容により、専任教員の必要見込数が増減する場合があります。

- 専任教員数が増えることで、現在の市立看護短期大学の施設では、研究室の不足が見込まれます。（表6-2）

表6-2 市立看護短期大学の研究室概要

用 途	施 設 面 積			
	室数	収容人数	面積(m ²)	計(m ²)
2 階 研究室	21	—	20.02	420.42

※ 現在の市立看護短期大学においては、学長、教授、准教授、講師の計21人に研究室を設けています。

- このため、研究室が新たに必要になり、施設内スペースの改修等が必要となります。
- また、1学年定員が100人で現在の学生数より全体で160人増えるため、講義室や食堂等についても改修検討が必要となります。
- これら改修工事については、市立看護短期大学の運営に支障がないよう、夏季休業時や2021年3月に閉校を予定している川崎看護専門学校の活用を検討しながら実施していきます。

第 1 章

市立看護短期大学の 4 年制大学化

第 2 章

新たな 4 年制大学における取組

第 3 章

大学の定員・養成コース

第 4 章

大学の運営手法

第 5 章

授業料、入学料及び奨学金制度

第 6 章

施設の改修

大学設置に向けたスケジュール

◎大学設置に向けたスケジュール

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
大学設置認可申請			●議会報告	●10月:大学設置認可申請
条例・規則		●授業料・奨学金制度の検討	●学則・教授会規則の検討	●大学設置条例の検討 ●奨学金等条例改正 ●大学設置条例制定 ●学則制定 ●教授会規則制定
カリキュラム関連	●カリキュラム関連の検討			
教員関連		●教員確保の取組	●教員公募	
学生募集のスケジュール	●入試科目などの検討			●入試説明会 ●入試
施設改修関連	●施設改修の検討		●施設改修の基本実施設計	●施設改修工事(※)

※工事期間中の短大授業で川崎看護専門学校を活用することを検討

資 料 編

1 (仮称)川崎市立看護大学整備基本計画検討会議運営等要綱及び委員名簿

(仮称)川崎市立看護大学整備基本計画検討会議運営等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、4年制の看護大学の整備を推進するにあたり、学生、教員及び実習先医療機関の確保並びにカリキュラム内容等について、専門的な知見を有する者から意見を聴取し、(仮称)川崎市立看護大学整備基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、(仮称)川崎市立看護大学整備基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(意見聴取)

第2条 市長は、次に掲げる(仮称)川崎市立看護大学に関する事項について、検討会議の委員の意見を聞くものとする。

- (1) 学生、教員及び実習先機関の確保に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) (仮称)川崎市立看護大学の機能及び運営に関すること。
- (4) 基本計画の策定その他必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 市長は、検討会議の委員として、次に掲げる分野に精通した学識経験者等の専門的知見を有する者に就任を依頼する。

- (1) 看護関係
- (2) 医療関係
- (3) 大学評価関係
- (4) 地域包括ケアシステム関係

2 前項の規定に関わらず、基本計画の策定又は検討会議の目的を達成するために市長が必要と認める場合は、別の専門的知見を有する者に就任を依頼することができる。

3 第1項の規定に基づき就任する委員は、本市職員以外の民間の者に限るものとする。

(検討会議の開催期間)

第4条 検討会議の開催期間は、平成30年5月18日から平成31年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、健康福祉局保健医療政策室とし、検討会議の開催進行のほか、庶務を行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めのない事項については、検討会議において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

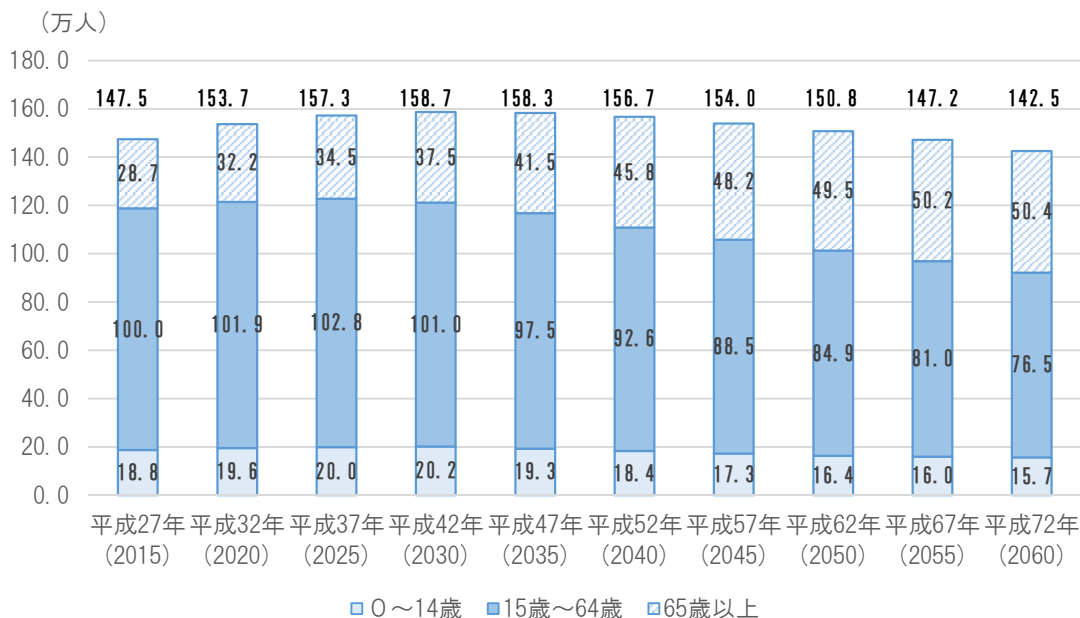
(仮称) 川崎市立看護大学整備基本計画検討会議委員名簿

氏名	所属団体
荒木田 美香子	国際医療福祉大学小田原保健医療学部 副学部長・看護学科 学科長・教授
内海 通	川崎市病院協会会長
大久保 秀子	浦和大学学長
高橋 章	川崎市医師会会長
中島 美津子	東京医療保健大学東ヶ丘・立川看護学部教授
広瀬 壽美子	川崎市看護協会会長
宮崎 美砂子	千葉大学副学長・大学院看護学研究科教授

(五十音順)

2 川崎市の将来人口推計

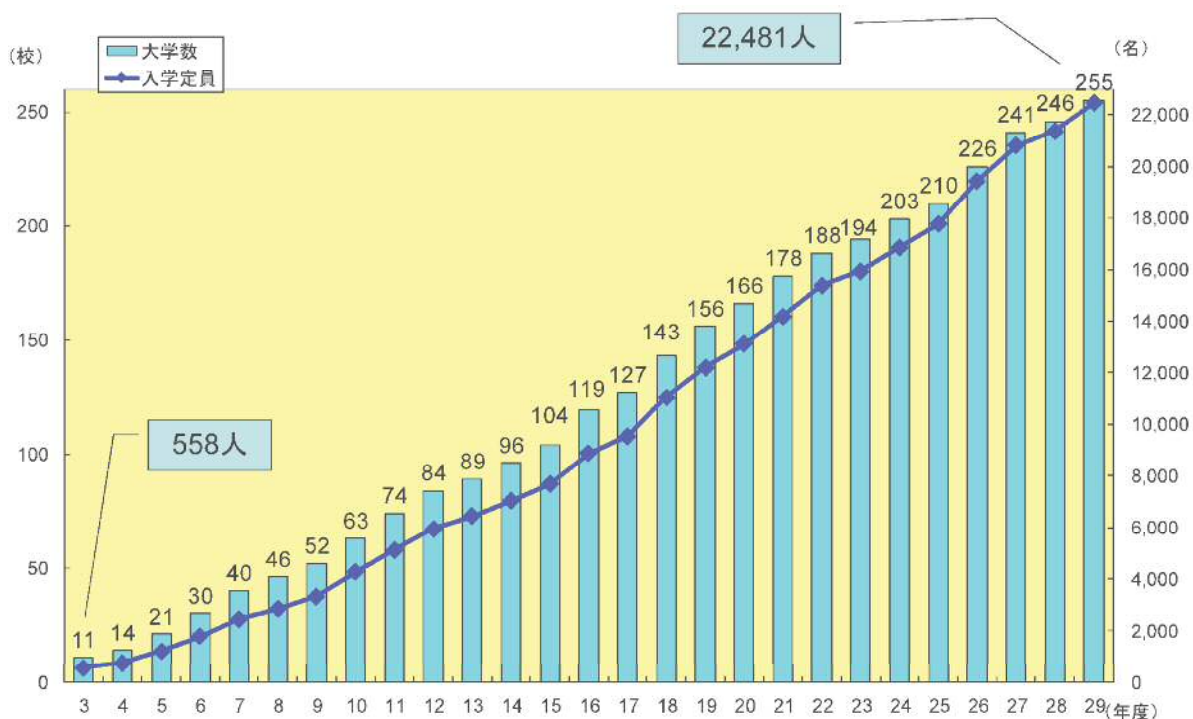
川崎市の将来人口推計(年齢3区分別人口)



出典:川崎市総務企画局「将来人口推計」

3 看護系大学数及び入学定員の推移

看護系大学数及び入学定員の推移



※ 文部科学省「2017 看護系大学における助産師教育の動向と課題」より

4 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の概要

看護学教育モデル・コア・カリキュラムとは

「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」は、文部科学省が設置した「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」において、看護系人材として求められる資質・能力を獲得するために必要な学士課程における具体的な学修目標を示したものです。

看護系人材として求められる基本的な資質・能力

A 看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力

学士課程における看護系人材としての資質・能力を獲得するための学修内容とその到達レベルを定める。

B 社会と看護学

社会を形作る文化や制度と健康との関連について学び、看護学の基礎となる知識を修得する。また、社会における看護職の役割について学ぶ。

C 看護の対象理解に必要な基本的知識

人間の生活者としての側面及び生物学的に共通する人間の身体的・精神的な側面を統合して理解するために必要な知識を修得し、取り巻く様々な環境からの影響を受けて存在する人間を包括的に理解する。このような人間理解を基盤として、健康に関与するための看護の理論を学び、看護の基本を理解する。

D 看護実践の基本となる専門基礎知識

看護学を構成する概念である人間、環境、健康、看護の理解を基盤として、課題解決技法等の基本を踏まえて、看護の対象となる人のニーズに合わせた看護を展開（実践）する能力を育成する。健康の段階、発達段階に特徴づけられる対象者のニーズに応じた看護実践能力を修得するとともに、組織における看護職の役割と対象者を中心とした協働の在り方を身に付ける。

E 多様な場における看護実践に必要な基本的知識

看護を提供する場は医療機関、在宅、保健機関、福祉施設、産業・職域、学校、研究機関等多様となっている。また、グローバル化により、在日外国人に対してや諸外国での保健・医療活動等、国境を超えた看護実践の機会も増えている。これら看護が求められる多様な場を理解するとともに、看護実践を行うために必要な専門知識を身に付け、対象者の特性を加味した上で場の複雑性を認識しながら、対象者のニーズに応えるための看護実践を理解する。

F 臨地実習

臨地実習は看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成する教育方法のひとつである。看護系人材として求められる基本的な資質と能力を常に意識しながら多様な場、多様な人が対象となる実習に臨む。その中で知識・技術の統合を図り、看護の受け手との関係形成やチーム医療において必要な対人関係能力や倫理観を養うとともに、看護専門職としての自己の在り方を省察する能力を身に付ける。

G 看護学研究

看護学研究成果は、看護実践の根拠として看護の対象である人々への支援に還元される。また、社会における看護の必要性を示すとともに看護を説明することを可能にする。そのため、看護学の体系を構築する基盤となり、看護学の専門性の発展に貢献する。また、看護学研究の実践を通して、より良い看護を探究する課題解決の能力を向上させる。学士課程においては、将来的な種々の研究活動の基盤を作ることに焦点がある。

5 神奈川県内の看護系大学等の状況

- 高校卒業から看護師、看護師と保健師又は助産師になるコース（4年制）

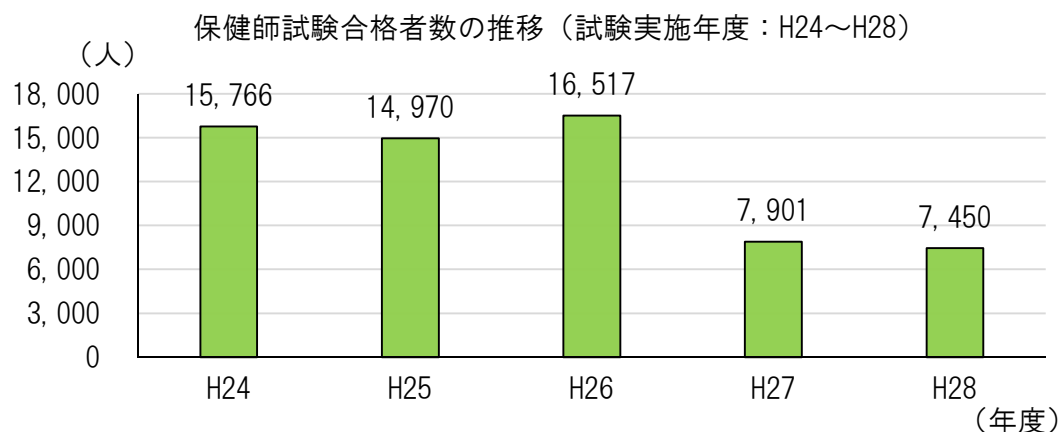
養成施設	学部・学科	定員	保健師	助産師
横浜市立大学	医学部看護学科	100	○	
関東学院大学	看護学部看護学科	80		
昭和大学	保健医療学部看護学科	95	○	
横浜創英大学	看護学部看護学科	80	○	
湘南医療大学	保健医療学部看護学科	80	○	
北里大学	看護学部看護学科	120	○	○
神奈川県立保健福祉大学	保健医療学部看護学科	90	○	○
慶應義塾大学	保健医療学部看護学科	100	○	○
国際医療福祉大学	保健医療学部看護学科	80	○	
松陰大学	看護学部看護学科	100		
神奈川工科大学	看護学部看護学科	80	○	
東海大学	医学部看護学科	85	○	

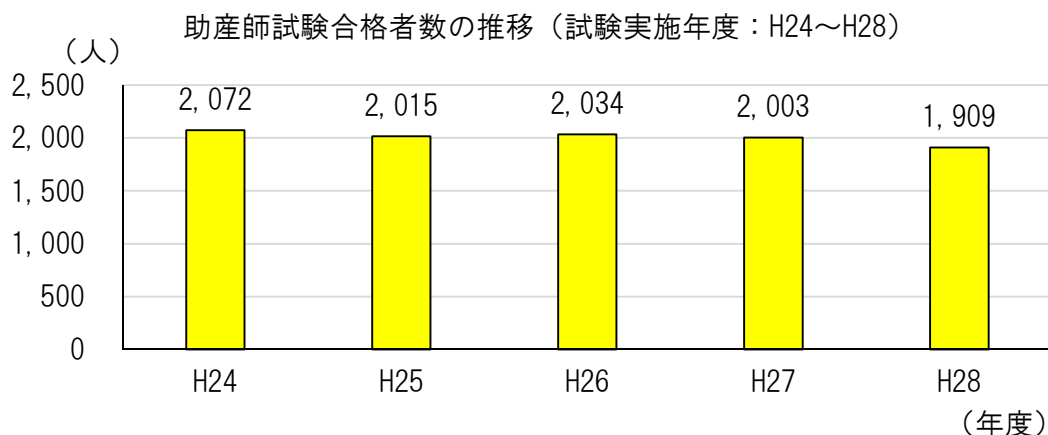
- 看護師から助産師になるコース（1年制）

養成施設	学部・学科	定員
神奈川県立衛生看護専門学校	助産師学科	40
昭和大学	助産学専攻科	15

※ 神奈川県「看護への道2018 やさしさがキャリアになる」より

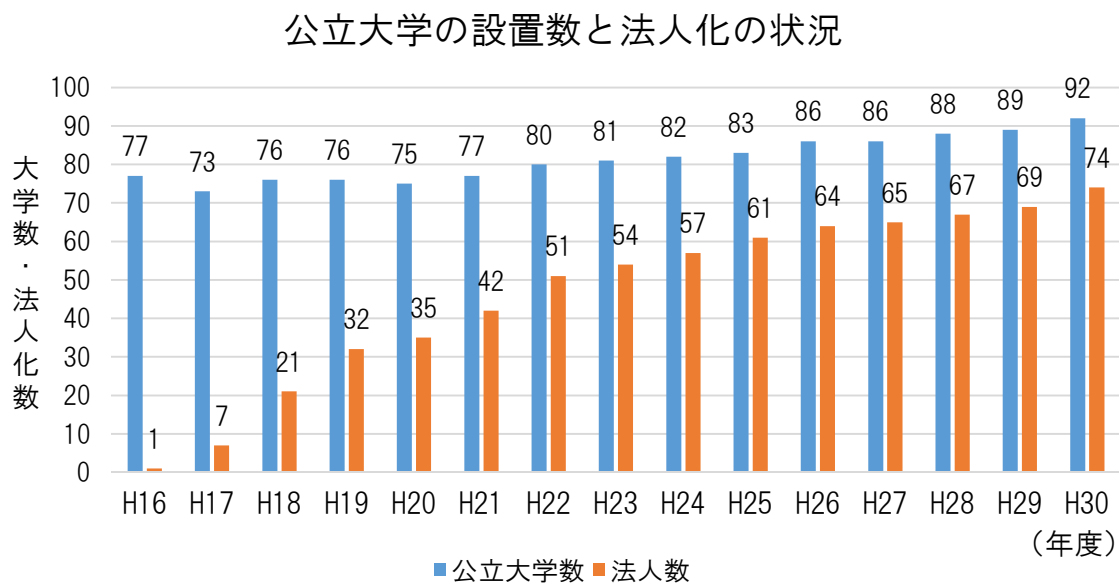
6 保健師・助産師国家試験合格者数の推移





※ 厚生労働省「第1回 看護基礎教育検討会」参考資料をもとに作成

7 公立大学の設置数と法人化の状況



※ 学校基本統計より（大学数に募集停止の大学は含まない。また、大学数、法人数ともに公立短期大学分は含まない）

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

（仮称）川崎市立看護大学整備基本計画（案） に関する意見募集について

本市では、医療の高度化、医療ニーズの多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手として看護師を養成するため、平成 30 年度から川崎市立看護短期大学の 4 年制大学化に着手し、2022 年 4 月の開学を目指して、新たな看護大学の設置に向けた取組を推進しています。

このたび、新たな看護大学の設置に向けた「（仮称）川崎市立看護大学整備基本計画（案）」を策定しましたので、幅広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成 31 年 2 月 6 日（水）から平成 31 年 3 月 7 日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、平成 31 年 3 月 7 日（木）の午後 5 時 15 分までとします。

ただし、土日及び祝日の閉庁日は除きます。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用フォームメールを御利用ください。

（2）ファックス

F A X 番号：044-200-3934（川崎市健康福祉局保健医療政策室）

（3）郵送又は持参

郵送：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市健康福祉局保健医療政策室

持参：〒212-0013

川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 12 階

川崎市健康福祉局保健医療政策室

3 資料の閲覧場所

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、健康福祉局保健医療政策室（ソリッドスクエア西館 12 階）

4 その他の留意事項等

（1）意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認する場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

（2）お寄せいただいた御意見に対して、個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、ホームページで公表します。

(3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりませんので、予め御了承ください。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健医療政策室

電話：044-200-3988 F A X：044-200-3934